

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 中央卸売市場
不利益処分名	仲卸業務の許可の取消し
根 拠 法 令	徳島市中央卸売市場業務条例
根 拠 条 項	第21条第1項又は第2項
連 絡 先	(電話 628 - 2759)
処 分 基 準	<p>第21条 市長は、仲卸業者が第18条第4項第1号、第2号、第5号若しくは第6号のいずれかに該当することとなったとき、又はその業務を適確に遂行することができる資力信用を有しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。</p> <p>2 市長は、仲卸業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 正当な理由がないのに第18条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内に第19条第1項の保証金を預託しないとき。</p> <p>(2) 正当な理由がないのに第18条第1項の許可の通知を受けた日から起算して1月以内にその業務を開始しないとき。</p> <p>(3) 正当な理由がないのに引き続き1月以上その業務を休止したとき。</p> <p>(4) 正当な理由がないのにその業務を遂行しないとき。</p> <p>3 市長は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分の相手方に対し、相当な期間を置いた上、期日、場所及び処分の原因となった理由を通知して公開による聴聞を行い、その者又はその代理人が証拠を提示し、意見を陳述する機会を与えなければならない。</p>
	<p>第18条第4項</p> <p>(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 申請者が禁錮こ以上の刑に処せられた者又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないものであるとき。</p> <p>(5) 申請者が市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人である者であるとき。</p> <p>(6) 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうちに第1号から第3号まで及び前号のいずれかに該当する者があるとき。</p>
	<p>第19条 仲卸業者は、市長から前条第1項の許可を受けた日から起算して1月以内に、保証金を市長に預託しなければならない。</p> <p>2 仲卸業者は、保証金を預託した後でなければ、その業務を開始してはならない。</p>
参 考 事 項	
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)